

第 29 回日野市ユニバーサルデザインまちづくり
推進協議会 議事録

2021(令和 3)年 10 月 4 日(月)
14:00~16:00 市役所 505 会議室

■出席者

1. 日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会

会 長:小根山裕之会長(東京都立大学都市基盤環境コース教授)

副会長:橘弘志副会長(実践女子大学生生活科学部生活環境学科教授) ※欠席

委 員:曾我眞二(日野市老人クラブ連合会)

有山一博(日野市聴覚障害者協会)

早川裕子(市民サポートセンター日野)

富張理子(知的障害者相談員)

富田正俊(日野市視覚障害者協会会長)

藤井 恵(公募市民)

井上敏夫(日野市商工会顧問)

中島正樹(独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部ストック事業推進部事業第 3
課長)※欠席

松本茂夫(日野市社会福祉協議会事務局長)

藤田博文(肢体障害団体自立生活センター日野)※WEB 参加

2. 日野市

まちづくり部長 宮田守

健康福祉部長 山下義之

企画部長 岡田正和

3. 事務局

日野市まちづくり部都市計画課交通政策係

川鍋課長、村林係長、伴登主任、大貫主事

4. 受託者:株式会社ヤチホ(佐藤、平田、宇野)

■次第

1. 開会

2. 審議事項

(1)諮問第 8 号 日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画の改訂について

3. 報告事項

(1)令和 2 年度日野市ユニバーサルデザイン推進功労者表彰について

4. 今後の予定

(1)令和 3 年度「心のバリアフリー」職員研修の実施について

(2)次回協議会の開催について

5. 閉会

■配布資料

次第

資料1:「日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画」及び「第二次日野市バリアフリー基本構想の改訂」について

資料2:委員名簿

資料3:日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画骨子案(事前配布)

参考資料:第二次バリアフリー基本構想の実施状況図

諮問文の写し

■議事要旨

(1) 諮問第 8 号「日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画」及び「第二次日野市バリアフリー基本構想」の改訂について

会長:○説明内容に関して何かご意見ご質問があればお伺いしたい。

委員:○PPT の 9 頁に重点整備地区における特定事業の進捗率が示されている。この中で公園が進捗率ゼロとなっているにも関わらず、一方で 24 頁にインクルーシブ遊具の導入について予定があるということが書かれている。公園についてはいろいろな事業があると思われるが、どういった整備をすれば進捗率が 5%になり、10%になり、100%、つまり理想的な公園になるのか。お伺いしたい。これが一つ。

○もう一つお聞きしたいのは、地図のところ(第二次バリアフリー基本構想整備状況図)の右端に「心のバリアフリー」ということで、高齢者や障害者、子ども連れなどに、より良い対応をするための教育ということと書かれている。市役所で行われているのは分かるが、他の民間施設の管理者はどんな心のバリアフリー教育をされているのかお伺いしたい。

事務局:○1 点目の都市公園特定事業の内容については、例えば、市民の森スポーツ公園を例に挙げると、水飲み場をだれもが使いやすくするという改修等を挙げている。現状は、段差があったり舗装されていなかったり、車いす利用者が思うように移動できないという問題があり、それを改善したいということだが、(残念ながら)まだ改善できていないという実態がある。あと、もう一つ具体的な例を挙げると、多摩平第一公園の場合は、管理事務所へのアプローチが階段になっていて車いす利用者がたどり着けないという問題があり、スロープの設置を整備内容として挙げているが、未だに改善できていないという現状がある。

○(バリアフリーという観点から)理想的な公園というのは、高齢者や障害者等の方々が困らないように入り口に段差がない、園路の幅が広く段差がない、あるいは水飲み場やベンチ等に誰もが自由に近づけるなど、だれもが自由に使える公園ということで、細かい基準がいろいろ定められている。

○インクルーシブ遊具については、担当課の緑と清流課では、公園のバリアフリー化が進んでいない、推進すべきという問題意識を持っていることは確認している。インクルーシブ遊具とは、障害のあるなしに関わらず様々な子どもが同じ遊具で遊ぶことによって、知らず知らずのうちに相互理解が促される遊具のことで、近年導入事例が増えている。例えば世田谷区の砧公園

等、都内の主要な公園ですでに設置されている。導入に関しては補助金があるということもあり、日野市主管課としてもどこかの公園で導入を検討したいという意向があると聞いており、調整が整えば、本計画の中で位置付けたいと考えている。

○スーパーマーケットやドラッグストア等民間施設の心のバリアフリー教育の促進という点については、施設管理者と協議が整った内容について特定事業計画として位置付け、毎年一回、実施の有無について確認を行ってきたが、どんなことをやっているのかというところまでは確認できていない。それでもほとんどの民間施設が毎年何らかの形で「心のバリアフリー教育」を行ってくれていると認識している。

会長：○インクルーシブ遊具については、現時点では推進計画の改訂内容に盛り込まれていなくて、今後検討していこうということか？

事務局：○そうです。今回の改訂で、地区別のところに入れられたらと考えている。

委員：○意見です。まず、(PPT の)第 3 章のタイトルが「重点整備地区における移動等円滑化の方針と情報バリアフリー」となっているが、異質な感じがする。移動等円滑化の方針と情報バリアフリーを分けた方がいいのではないかと感じた。

○骨子案の 55 頁の(7)②に当部所管のことが書かれているが、「改善すべきである」ということなのか「こういう課題がある」ということなのかよくわからないので、改善が必要なのであれば改善すべきと明確に表現してもらいたい。

○ホームページについては、文字サイズも選べるようにしたりしてきたところで、夏からは「広報ひの」も読みやすいように改善している。どこかで紹介していただけるとありがたい。

○骨子案 15,16 頁の日野市のバリアフリー化の取組の(4)で日野市障害者差別解消推進条例を紹介してもらっているが、例えば、2 頁の「これまでの取組の経緯」の中にこれが紹介されていなかったり、5 頁の「計画の位置付け」の中に市の条例や計画が入ってなかったりするので、整合性について整理されたほうがよいのでは。

事務局：○第 3 章の重点整備地区における移動等円滑化促進方針と情報バリアフリーについては、ご指摘の趣旨は理解したので、再検討させていただきたい。

○55 頁の記述は、こういうご意見もあるということで紹介している。記載の仕方についてどのようにすべきかということに関しては再検討したい。

○「広報ひの」がリニューアルしたということに関しては、主管課にヒアリングして内容を確認したうえで紹介したい。

○本市のバリアフリー化の取組内容やこれまでの経緯に不整合がある点に関しては、再検討して分かりやすくしたい。

委員：○日野市障害者差別解消推進条例が出来た経緯などについてもっと紹介してほしい。

○心のバリアフリーについて少し混乱がある。差別解消条例の中に啓発目的に心の教育が挙げられている一方、都市計画課のユニバーサルデザインまちづくり推進計画にも「心のバリアフリー」に取り組むとあるが、この 2 つが別々にあって、分かりにくい。例えば、京王電鉄にはサービス・介護の教育を行う部署があって熱心に取り組まれているが、スーパーマーケット等では心のバリアフリー教育が進んでいるという話を聞いたことがない。この辺のサポートは、きちんとやった方がよい。障害福祉課の差別解消条例と都市計画課の推進計画の

内容に少々整合性がないのではないかと感じたので整理してほしい。

事務局：○教育啓発特定事業は、障害福祉課も含めた関係各課の心のバリアフリーへの取り組みを計画に位置付けて取り組んでいるという点が、障害福祉課の取組との違いかなと認識している。

○民間施設の「心のバリアフリー教育」があまり進んでいないのではないかという点に関しては、先ほども申しあげたとおり、これまでは実施の有無を確認してきただけなので、今回の改訂を機会に、今後はもう少し具体的な実施内容の確認をしていきたい。

委員：○骨子案の 55 頁の「その名前から…」と書かれている「その名前」というのは何を指しているのか教えてほしい。

○民間施設の「心のバリアフリー教育」があまり進んでいない、市は毎年実施の有無を問い合わせているという回答だったが、その問合せはアンケート調査なのか。(→事務局：そうです)であれば、そのアンケートの内容を工夫すれば、もう少し具体的な「心のバリアフリー教育」の実施内容を把握できると思う。そういう工夫はなされているのか。

事務局：○まず、1 点目のご質問に関しては、「市民相談担当」という名称が、当時計画策定のなかでヒアリングで答えてくださった方にとって税金関係の相談窓口と捉えられたということ。

○民間施設の「心のバリアフリー教育」に関しては、年に 1 回行っている「進行管理会議」を通じて、民間施設に関しては出席事業者から直接進捗状況を確認してきた。欠席事業者についてもアンケートを通じて心のバリアフリー教育の実施等について確認してきたが、回収率を上げるためにアンケートの内容を単純化してきた実態がある。回収率が下がるのは避けたいところなので、アンケート内容についてはもう少し工夫したい。

会長：○私も進行管理会議に参加しているが、参加される事業者は意識の高い団体が多く、どんなことに取り組んでいるか、具体的な内容をお聞かせいただいたこともある。欠席された事業者に対してはアンケートを実施しているが、質問内容が細かいと回答が返ってこないもので、どうしても質問内容が淡泊になってしまう傾向は避けられない。どこまで細かく聞かかということに関しては、回収率との関係から難しい実態がある。

委員：○分かりました。ただ、アンケートに回答していただけない民間事業者は、「心のバリアフリー教育」にあまり真剣に取り組んでいらっしゃらないのではないかということはあるのではないかと存じます。

委員：○骨子案の 17 頁の中で、公共交通特定事業が進捗率 100%ということが紹介されていますが、今後は、移動できるだけでなく、安全に移動できるという視点、命を守るという視点を加えていただきたい。具体的には各駅のホームドアの設置などについても加えていただきたい。

○教育啓発特定事業についてですが、今回あまり触れられていない学校のバリアフリー化はどうなっているのか？現状、市内には小学校が 17 校、中学校が 8 校あって、東京都建築物バリアフリー条例や本市のユニバーサルデザイン推進条例では、新築・改築・増築にあたっては、バリアフリー化を進めるとされているわけですが、10 年前から関わっている中で、実際のところ新築・増築はほとんど行われていないので、実際、学校のバリアフリー化はあまり進んでいないと感じています。教育啓発特定事業という観点では、市民の理解を進めていくた

めに、小学生や中学生が何らかのかたちで、それは講演や福祉体験というよりも日常的に障害者と関わる機会を増やすということが心のバリアフリー教育につながっていくのではないかと考えている。そのあたりのバリアフリー化についてどうしていくのかということについてしっかり書き込んでほしい。

○インクルーシブ遊具の話が出たが、世の中で注目されているから導入するということではないと思う。こういった遊具の整備によって市民の理解を進めることが目的と理解している。

○旧バリアフリー基本構想をつくったときに、特定経路と準特定経路を指定して整備の基準を整理した経緯があるが、実際 10 年経つ中で、重点整備地区の特定経路の補修がメインになってしまって、新しい地区のバリアフリー化はあまり進んでいないのではないかという気がしている。生活関連施設を定めて少しずつ重点整備地区の範囲を広げるという可能性を否定しないが、実際、当時「準特定経路」に指定した経路の整備が進んでいるのか？財政的な理由であまり進んでいないのか？そのあたりの実態について情報をいただきたい。

事務局：○まず公共交通特定事業について、ホームドアの設置についてご提案がありましたが、JR ではすでに取り組んでいく旨のプレス発表があったところです。一方、京王電鉄についてはまだ明確な意思表示がなされていないと承知しており、今後事業者と調整し、次回の協議会には結果を計画に反映したい。

○学校のバリアフリー化については、ご指摘の通りあまり進んでいないと承知しているが、第一小学校については老朽化が激しく、何らかの対応が必要であるということは認識している。その他については、子どもの特性に応じて対応がなされていると確認している。

○インクルーシブ教育については、教育啓発特定事業に位置付けたいと考えております。

現在、障害福祉課・七生緑小学校・日野市社会福祉協議会が協同で、差別解消に関する取り組みを行っている。障害のあるなしに関わらず様々な子供が同じ時間を共有することで心のバリアフリーを育てていくことが大切だと認識しており、こうした観点に立って今回の計画に取り入れていきたい。

○準特定経路の整備状況については、実態としてはできるところからやっているが、基本的には特定経路を中心に整備を進めてきた実態がある。

委員：○学校に関するバリアフリーについて、昨年子どもが小学校に入学し、校長先生や教頭先生と話をすることがあった。その際に、保護者に障害がある場合は、学校のバリアフリー化に関して学校側から行政に要請できるというのをお話されていた。私の感覚ではそういうことではなく、教科書を広げたり、研修ということではなく、実際に日常的に関わることで知っていただくことによって少しずつ理解がすすむと考えている。

会長：○他になければ私の方から一つ。今回、改正バリアフリー法との関係を整理してもらっているが、移動等円滑化促進地区等の指定により補助金の重点配分が得られるということもあり、今回の改訂が改正バリアフリー法に合致しているかどうかという点は重要だと認識している。本日の骨子案だと、そのあたりがあまり明確に整理されていないように思われる。例えば、第 2 章、骨子案 24 頁のタイトルの括弧内の表記が本日の配布資料(ppt は「移動等円滑化促進方針」)の表記と違っている。どちらが正しいのか？(→事務局:ppt の表現の方が正しい)。

○バリアフリー法では、移動等円滑化促進方針の内容に移動等円滑化促進地区の指定等が求められているはずだが、骨子案では第 2 章にその記述はなく、第 3 章の移動等円滑化促進方針で重点整備地区に兼ねる形で移動等円滑化促進地区が登場している。法律に書かれている内容に縛られる(同じ章にしなければいけない)ということでもないように考えられるが、例えば 2 章、3 章を合わせて移動等円滑化方針だということでもいいのかもしれないが、この辺りの曖昧な部分が明確にわかるよう、計画の最初の方で整理しておいてもらいたい。

事務局:○次回までに整理したい。

会長 :○他にございませんか?細かい修正は後でもいいが、構成について気になる点があれば今のうちにご指摘願いたい。

○特段なければ、本日のご意見やご提案を踏まえて必要に応じて修正を加えるということに進めたい。なお、今でなくても、後でお気づきの点などあれば、次回の協議会までに事務局へお伝えいただきたい。

(2) 報告事項(1):令和 2 年度日野市ユニバーサルデザイン推進功労者表彰について

○令和 2 年度 5 月 11 日に表彰式を開催しました。日野市聴覚障害者協会並びに藤田さまを表彰させていただきました。令和 3 年度の表彰は候補者の推薦をいただいているところです。

(3) 今後の予定

① 「心のバリアフリー」職員研修を 11 月 19 日に実施予定。

② 次回の協議会については 1 月中旬を予定している

会長:○これまでの説明について何かご意見等あればお願いします。いかがでしょうか。

委員:○心のバリアフリーについて、藤田委員のお話を聞いて思いついたことがある。学校で心のバリアフリー教育を行うことはとても大切だと思うので、本計画の中に小中学校における心のバリアフリー教育の重要性について加えていただきたい。

事務局:○実際、すでに市内の小学校高学年では人権教育の中で様々な心のバリアフリー教育を実施しており、その内容について本計画の中で紹介したい。

委員:○確認です。次回の協議会が 1 月中旬ということだが、スケジュールを見ると、2 月にパブコメとなっている。今後、修正の内容にもよるが、パブコメに間に合わない可能性が懸念される。ご意見ご提案は「いつまでに」という期日を決めた方が良いのではないかと。協議会までに事前にやりとりを行ったうえで調整しないと間に合わないのではないかとと思われる。

事務局:○ありがとうございます。ご意見があれば 10 月中にお願いしたい。また、調査票を事前にお送りしたいと考えているので、ご対応の方も併せてお願いしたい。

事務局:○皆様から頂いたご意見、ご提案に対して 11 月中を目途にまとめて、対応内容を事前の皆様にお返しし、それに対してまたご意見を頂戴したうえで修正案をまとめて、次回の協議会でご議論していただきたい。

会長:○では、そのように進めていくということでよろしく申し上げます。他に全体を通して何かご意見があればお願いします。

○特にないようですので、これで第 29 回日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会を終わりたいと思います。

事務局：○本日は長時間にわたりありがとうございました。また、内容については事前に調整させていただきますので引き続きよろしくお願いします。